

# 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴う取引参加者制度の見直しについて

平成26年1月31日

株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、金融機関の実効的な破綻処理を預金取扱金融機関のみならず、証券会社や保険会社等も対象に行うことができることとした改正預金保険法（平成25年6月19日公布）が近く施行（公布の日から9月以内）される予定です。

同改正法の施行後は、新たな破綻処理として、危機に瀕した破綻取引参加者の重要な市場取引等を、預金保険機構の子会社であるブリッジ金融機関等（預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「預保法」という。）第126条の34第3項第1号から第3号までに掲げる者をいう。）が速やかに承継する枠組み（預保法第126条の2第1項第2号に規定する特定第二号措置。図2参照）が整備されることから、取引参加者規程等において、ブリッジ金融機関等に対し取引資格の付与を機動的に行えるよう所要の対応を図ることとします。

## II. 概 要

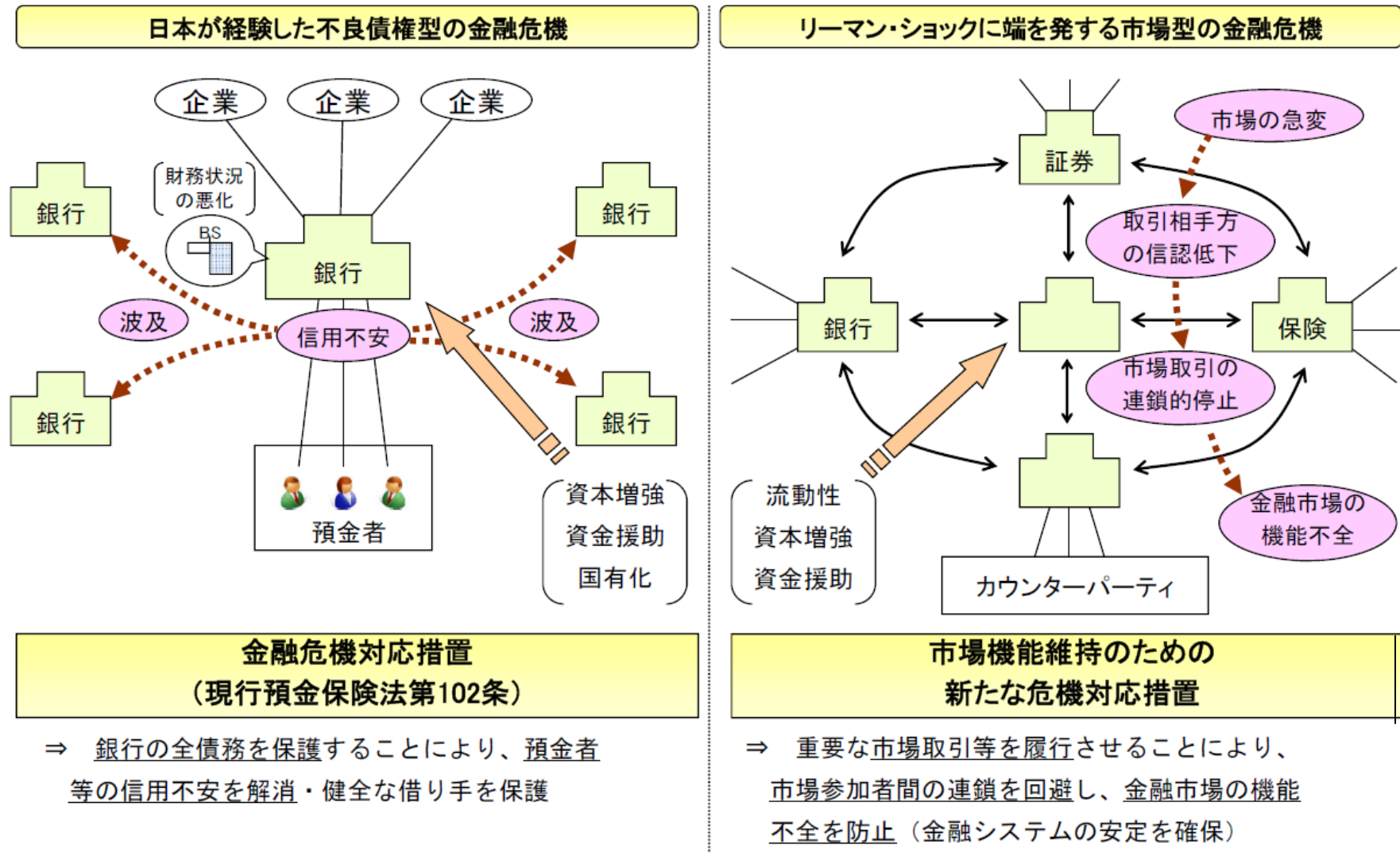
項 目	内 容	備 考
1. 取引資格取得の審査	・ブリッジ金融機関等に係る取引資格取得については、審査を要しないものとします。	
2. 取引資格の取得手続きの履行	・ブリッジ金融機関等については、参加金の納入を要しないものとします。 ・取引資格取得申請書に添付する書類については、当取引所が適当と認めるものについては省略することができることとします。	・ブリッジ金融機関等が取得した取引参加権を他の者に譲渡することは原則としてできません。
3. その他	・その他所要の改正を行うものとします。	

## III. 実施時期（予定）

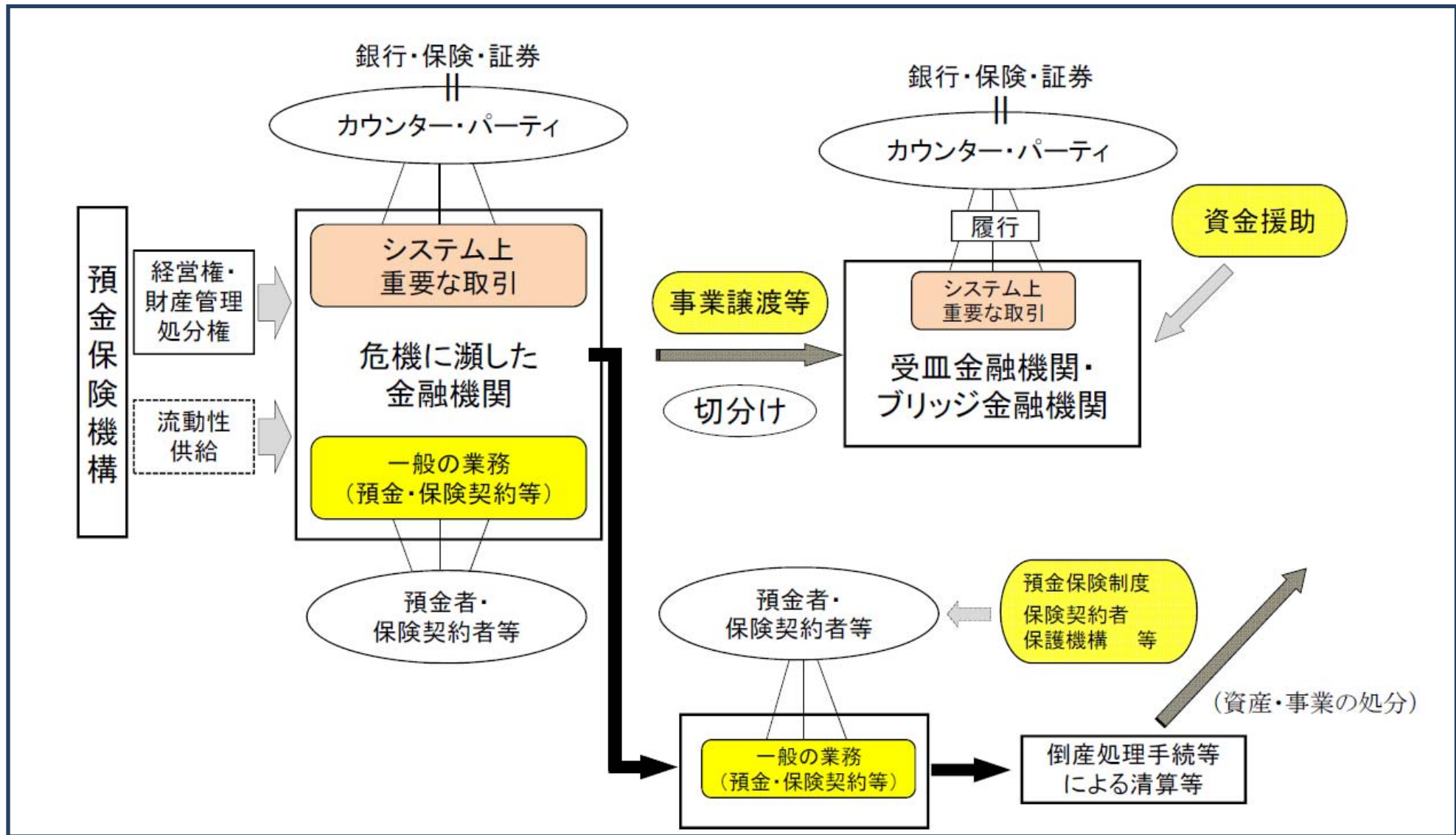
- ・改正預金保険法の施行日と同一日とします。

以 上

図1：金融危機への対応



「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）に係る説明資料」（平成25年6月金融庁）からの抜粋  
 図2：新たな危機対応措置（債務超過等の場合の特定第二号措置）



「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）に係る説明資料」（平成25年6月金融庁）からの抜粋